

柿原まき 議員の代表質問

市長の政治姿勢について

「市民と行政の役割分担」をすすめるようとしているが「市民福祉の向上」という地方自治法に定められた自治体の役割を果たす姿勢からの大きな後退。民間委託がすすめば官製ワーキングプアを生み出す。市民生活に対する公的責任を後退させるな。

後期高齢者医療について

資格証の発行をしないこと。市独自の減免制度の創設、低所得者対策を。

障害者・難病者支援施策について

自立支援法への移行で障害者の日中活動場所が奪われないよう作業所存続のため市独自の加算継続を。

市民病院の役割について

国の公立病院統廃合の動きに迎合することなく地域医療の中核としての吹田市民病院の役割を果たすこと。

橋下行革案について

もし行革案が実施されて補助事業が削減されても現行水準の維持を求める。障害者・乳幼児・一人親・高齢者の4医療福祉制度は行革案（1割負担導入）でどうなるのか。

千里ニュータウンのまちづくり

市長は「将来的に世界遺産登録を」と言っているが、現に開発がすすんでおりどうするつもりか。公営住宅法改正で入居基準が厳しくなる。府営住宅の地位承継の見直しが行われた。府の運用について、また市民への影響はどう把握しているか。

東部拠点開発

地域再生計画では「環境先進」がキ

ーワードだが、貨物専用道路は地下化かドーム方式で環境負荷低減を。

中学校給食について

弁当注文方式では学校給食法の目的を達成できない。検討会議を再開し食堂方式との比較も含めて検証を。

個人質問

塩見みゆき 議員の質問

毎日放送跡地開発について

20階建て、1500世帯を超える共同住宅は、容認できない。現在行なわれている環境影響評価は、住民の意見を充分に聞き、安心して住環境の守られるまちづくりの視点で行なうべき。

新芦屋地域の問題について

大和銀行寮跡地のマンション開発について、開発事業者は住民に対して誠意ある対応を。周辺の整備について社会的責任を果たすよう指導せよ。

介護事業者への支援について

私道にかかわる諸問題の解決、下水道整備について市として努力せよ。国の介護保険制度の改悪、介護報酬の引き下げで運営が大変である。介護事業者、従事者への市の独自の支援策を求める。

竹村博之 議員の質問

コミバスについて

交通不便な千里山地区での試験運行について、住民の要望をとりいれて早期の実施を。

敬老行事について

各地区の敬老行事について対象年齢が引き上げられたことや残暑きびしい時期でもあり、会場の改善など工夫を。

千里山駅周辺整備事業について

住民の要望が本当に反映されているのかとの声があり、千里山団地の建て替え事業者であるURの姿勢があまりまいなのも問題。市長みずから「まち懇」に参加して市民の声を聞くべき。

マンション施策について

共用部分のバリアフリー化、耐震改修、水道直圧給水切り替えなどへの支援策を求める。

安全な街づくりについて

①祝橋の歩行者信号時間延長と歩道の段差解消を。
②江坂4丁目の府道熊野大阪線・前田池橋付近の歩行者の交通安全対策を。

倉沢やとつ 議員の質問

北山田老人センター跡地について

せつかくの市民の施設の跡地。市民のためになる有効利用すべきで、土地は安易に売却するな。

山田西JR高層マンションの現地を市長は視察すべき

景観破壊は深刻。マンション建設紛争の予防のために効果的な用途地域の高さ規制、景観条例の制定を。

後期高齢者の検診で差別の是正を

市民健診が、法改正で後期高齢者健診となったが、内容が薄まっている。是正すべき。

南正雀公園トイレ建設問題で「中止」の議会意思を無視するな

建設強行のために吹田市がアンケートをとる動きがある。議会決議を無視することなので、厳しく注意しました。

障害者負担を軽減

関係者や市民、日本共産党の運動が実り、国は今年7月から障害福祉サービスの利用者負担を一部軽減します。これに合わせて市独自にも軽減策をこうじます。

改正の内容

- 1.世帯範囲の見直し(国)
- 2.低所得者を中心に障害福祉サービス利用者負担の上限額を引き下げる(国および市独自にも)



大阪府 橋下PT案についての懇談会開催



6月5日に発表された、大阪府の「財政再建プログラム案」について、市議会議員団と市内の障害者施設のみなさんと緊急に懇談会をおこないました。阿部府会議員の報告を受けての懇談会では「社会的弱者に対する公的責任と行政サービスと同列にした財政議論はおかしい」「自立支援法のもとで施設運営が大変」など切実な意見が出されました。

今回の国の改正

利用者	利用形態	所得区分				
		低所得1	低所得2	課税世帯Ⅰ	課税世帯Ⅱ	
18歳以上の障害者	ホームヘルプなど訪問系・作業所などの日中活動系サービス	国	1,500	3,000	(18歳未満)4,600 (18歳以上)9,300	37,200
		市	1,500	3,000	今回の予算分 4,600	18,600
18歳未満の障害児	ケアホームグループホーム	国	1,500	24,600	37,200	37,200
		市	3,750	6,150	9,300	18,600
	補装具	国	1,500	24,600	37,200	37,200
		市	3,750	6,150	9,300	18,600

①訪問系・日中活動系サービスに係る利用者負担上限月額
低所得1(非課税世帯・年収80万円以下) 3,750円 → 1,500円
低所得2(非課税世帯・年収80万円超) 6,150円 → 3,000円

②世帯の範囲の見直し(20歳以上の障害者)
「住民票による世帯」から、「本人と配偶者のみ」に見直し

①訪問系・日中活動系サービスに係る利用者負担上限月額
低所得1(非課税世帯・年収80万円以下) 3,750円 → 1,500円
低所得2(非課税世帯・年収80万円超) 6,150円 → 3,000円
課税世帯Ⅰ(年収890万円程度) 9,300円 → 4,600円

②課税世帯Ⅰの市町村民税所得割額の引き上げ
年収600万円程度(市町村民税所得割額16万円未満)
▼
年収890万円程度(市町村民税所得割額28万円未満)

■ は、今回改正 ■ は、平成19年4月からの市独自利用者負担上限月額を継続 (単位:円)